

資料

1. 計画策定体制・策定過程

(1) 計画策定体制（半田市障がい者自立支援協議会）

委員名簿（令和4年度～令和5年度） ※敬称略

異動による変更があったものは、在任年度を（ ）で記載しています。

No	委員氏名	所 属 団 体	備考
1	田中 和彦	日本福祉大学	学識経験者（会長）
2	立石 佳輝	社会福祉法人ダブルエッチジャー	障がい福祉サービス事業者 （副会長・就労部会長）
3	藤田 理格	特定非営利活動法人まんまる	障がい福祉サービス事業者 （子ども部会長）
4	金森 大席	特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター	その他関係者（権利擁護部会長）
5	中野 直哉（R4）	特定非営利活動法人リナスト	障がい福祉サービス事業者 （R4 地域生活支援拠点等部会長）
6	加藤 友規	株式会社康臨丸	保健医療関係者 （地域移行部会長）
7	大田 優子	社会福祉法人わたぼうし	障がい福祉サービス事業者
8	井上 将志	医療法人一草会一ノ草病院	保健医療関係者
9	森田 貞子	株式会社すみれ	保健医療関係者
10	古橋 完美	半田保健所	保健医療関係者
11	今枝 徹	半田特別支援学校	教育関係機関の職員
12	鋤田 素羽	ひいらぎ特別支援学校	教育関係機関の職員
13	藤井 彰人	半田公共職業安定所	雇用関係機関の職員
14	竹内 稔晴	半田商工会議所	企業代表者
15	矢野 昭男（R4） 佐藤 美津子（R5）	半田市身体障害者福祉協会	障がい者団体代表者（身体）
16	山本 加代子	半田手をつなぐ育成会	障がい者団体代表者（知的）
17	石川 茂子（R4） 村上 勝代（R5）	たんぼぼ家族会	障がい者団体代表者（精神）
18	岡崎 将司	社会福祉法人椎の木福祉会	その他関係者 （R5～地域生活支援拠点等部会長）
19	竹内 菜那子	知多福祉相談センター	その他の関係者
20	杉森 英子（～R5.8） 山本 瑞穂（R5.9～）	半田市肢体不自由児・者父母の会	その他の関係者
21	杉江 徳長	びあコネクトはんだ	その他の関係者

関係課等・事務局

No	市関係	所 属	備 考
1	竹部 益世	福祉部長	
2	伊藤 奈美	子ども未来部長	
3	酒井 千恵美 (R4) 武居 靖子 (R5)	つくし学園長	
4	村田 はる	幼児保育課	
5	中井 康友	学校教育課	
6	杉江 慎二	地域福祉課長	事務局
7	三輪 象太郎	子育て相談課長	〃
8	村上 裕子	地域福祉課	〃
9	富田 隆志	地域福祉課	〃
10	片山 雄貴 (R4) 瀧本 遼 (R5)	地域福祉課	〃
11	松岡 志保 (R4) 榊原 友加利 (R5)	子育て相談課	〃
12	三浦 涼平 (R4) 櫻井 亮典 (R5)	子育て相談課	〃
13	犬塚 真央	子育て相談課	〃
14	加藤 恵	半田市障がい者相談支援センター センター長	〃
15	徳山 勝	半田市障がい者相談支援センター 副センター長	〃



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料

（２）策定過程

① 策定の流れと半田市障がい者自立支援協議会（本会）の動き

時期	協議内容・動き
令和４年１２月	・策定の基本方針、計画期間、策定体制
令和５年３月	・障がい福祉サービス事業所向けアンケートの実施 ・当事者（障がい児）アンケートの実施 ・関係機関（障がい児）アンケートの実施
令和５年５月２９日	・進捗状況の報告
令和５年５月２９日 ～ 令和５年６月２０日	・当事者（障がい者）アンケートの実施
令和５年９月２５日	・計画原案の提示 ・意見徴収
令和５年１２月１日 ～ 令和６年１月４日	計画（案）に対するパブリックコメントの募集
令和６年１月２９日	・パブリックコメントの結果の確認 ・計画（案）の承認

② 運営会議

令和５年２月から２か月に１回開催するなかで、策定に係る全体調整を行い、地域課題の抽出と検討、本会意見の各部会・検討会等へのフィードバックを実施しました。

③ 専門部会・検討会・連絡会等

令和４年９月から、各部会・検討会等それぞれの年間実施計画に加えて、これまでの取り組みの振り返りと、課題整理・本会意見の検討を実施しました。

2. 身体障がい者手帳の所持者数（補足資料）

第2章 障がい者・障がい児の状況のうち、身体障がい者手帳の所持者数の補足資料として、障がい部位と等級、年齢からみた推移を掲載します。

平成30年度													
区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	0	0	0	78	58	18	14	32	6	208
聴覚・平衡	2	3	2	1	0	5	18	85	37	52	1	57	263
音声・言語	0	0	0	0			0	2	23	11			36
肢体不自由	22	16	11	4	4	1	267	380	524	444	181	84	1,938
内部障がい	11	0	2	2			665	16	202	241			1,139
合計	36	19	16	7	4	6	1,028	541	804	762	214	147	3,584
令和元年度													
区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	0	0	0	78	57	18	14	29	5	203
聴覚・平衡	2	3	1	2	0	5	18	87	40	51	1	56	266
音声・言語	0	0	0	0			0	3	25	12			40
肢体不自由	22	13	7	4	4	1	265	375	510	441	177	79	1,898
内部障がい	11	0	3	2			651	18	210	264			1,159
合計	36	16	12	8	4	6	1,012	540	803	782	207	140	3,566
令和2年度													
区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	0	0	0	77	59	13	15	24	5	195
聴覚・平衡	2	6	2	2	0	5	17	86	40	50	1	65	276
音声・言語	0	0	0	0	0	0	0	3	24	12	0	0	39
肢体不自由	22	10	7	4	3	0	280	363	500	422	175	79	1,865
内部障がい	13	0	3	2	0	0	656	20	229	248	0	0	1,171
合計	38	16	13	8	3	5	1,030	531	806	747	200	149	3,546
令和3年度													
区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	0	0	0	75	67	11	17	21	4	197
聴覚・平衡	2	6	3	2	0	4	17	87	37	50	1	64	273
音声・言語	0	0	0	0			1	4	23	12			40
肢体不自由	24	9	8	5	3	0	286	358	483	415	170	77	1,838
内部障がい	13	0	3	2			664	20	234	263			1,199
合計	40	15	15	9	3	4	1,043	536	788	757	192	145	3,547
令和4年度													
区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	0	0	0	76	70	12	17	22	4	203
聴覚・平衡	1	6	3	1	0	4	18	86	35	50	2	65	271
音声・言語	0	0	0	0			0	3	24	12			39
肢体不自由	26	10	7	5	3	0	299	362	473	403	166	82	1,836
内部障がい	16	0	3	1			678	23	259	271			1,251
合計	44	16	14	7	3	4	1,071	544	803	753	190	151	3,600

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料

令和5年度

区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	1	0	0	77	71	13	19	22	4	209
聴覚・平衡	1	7	2	0	0	3	19	86	34	56	2	74	284
音声・言語	0	0	0	0			0	3	21	11			35
肢体不自由	22	7	5	4	4	1	309	368	461	390	161	76	1,808
内部障がい	14	0	3	2			678	23	285	297			1,302
合計	38	14	11	7	4	4	1,083	551	814	773	185	154	3,638

3. ニーズ等調査アンケート資料

半田市内在住の障がい福祉サービス等利用者や障がい者手帳所持者に対して、生活状況やサービスに関するニーズなどを把握するためのアンケートを実施しました。18歳未満の障がい児等は18才以上の障がい者等とは別に実施し、その結果は「第3期半田市障がい児福祉計画」に掲載・反映しています。

(1) アンケートの概要

① 調査対象

- 調査① 18歳以上で、障がい福祉サービス利用者
- 調査② 18歳以上で、障がい者手帳所持者
※調査②は障がい福祉サービスや介護保険サービスを利用されていない方を対象として実施しました。

② 調査期間・調査方法（調査①・②）

令和5年5月29日から令和5年6月20日を調査期間として、調査票を郵送により配布し、郵送とオンライン回答により回収しました。

③ 回収結果

調査対象	配布数（通）	有効回答数（通）	回答率
調査①	418	174	41.6%
調査②	393	166	42.2%

④ 各調査結果

【表やグラフの表示について】

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかと

いう見方になるため、回答比率が100%を超える場合があります。

- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

（２）調査① 18歳以上で、障がい福祉サービス利用者

問 1-1 アンケートに答えていただいているのはどなたですか。

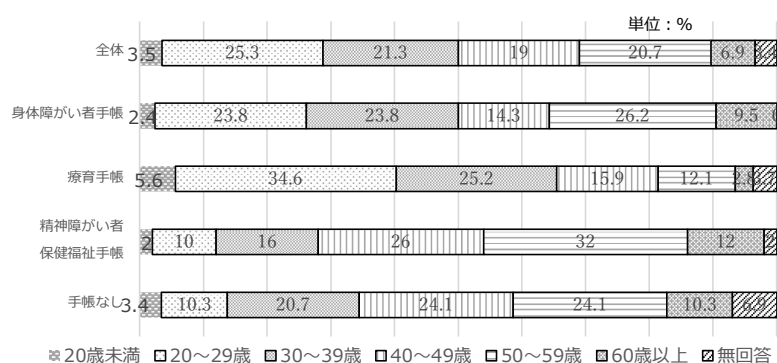
全体として、「本人（福祉サービス利用者）」の割合が最も高く、次いで「家族（福祉サービス利用者のご家族）」の割合が52.9%となっています。

カテゴリ	件数	割合（％）
全 体	174	100.0
本人（福祉サービス利用者）	76	43.7
家族（福祉サービス利用者のご家族）	92	52.9
その他	5	2.9
無回答	1	0.5

問 1-2 年齢についてお答えください。（令和5年4月1日現在の満年齢）

全体として、「20～29 歳」の割合が25.3%と最も高く、次いで「30～39 歳」と「50～59 歳」の割合が21.3%となっています。

カテゴリ	人数	割合（％）
全 体	174	100.0
20 歳未満	5	2.8
20～29 歳	44	25.3
30～39 歳	37	21.3
40～49 歳	33	18.9
50～59 歳	37	21.3
60 歳以上	12	6.9
無回答	6	3.5



問 2 お持ちの障がい者手帳等についてお答えください。(複数回答)

「療育手帳」所持者が 107 人、次いで「精神障がい者保健福祉手帳」が 50 人、「身体障がい者手帳」が 42 人となっています。（1 人が複数種の手帳を所持している場合があります。）

なお、「手帳なし」とは、障がい者手帳を所持していない方で、発達障がいや高次脳機能障がい、難病などにより支援を必要とし、サービスを利用している方です。

カテゴリ	件数	比率
全 体	174	—
身体障がい者手帳	42	24.1
療育手帳	107	61.5
精神障がい者保健福祉手帳	50	28.7
手帳なし	29	16.7

●身体障がい者手帳の等級

カテゴリ	件数	割合（％）
全 体	42	100.0
1 級	12	28.6
2 級	17	40.5
3 級	10	23.8
4 級	2	4.8
5 級	1	2.3
6 級	-	-

●身体障がい者手帳の障がい部位等

カテゴリ	件数	割合 (%)
全体	42	100.0
視覚	9	10.2
聴覚・平衡	5	5.7
音声・言語	5	5.7
肢体不自由	42	47.7
内部障がい	6	6.8
無回答	30	34.1

●療育手帳の判定

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	107	100.0
A 判定	62	57.9
B 判定	28	26.2
C 判定	17	15.9

●精神障がい者保健福祉手帳の等級

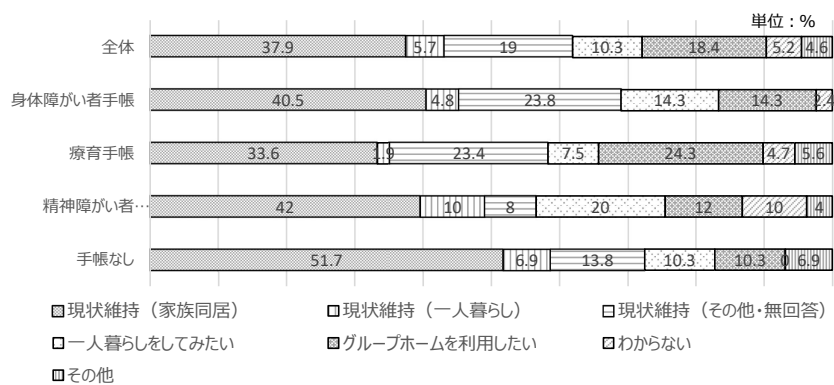
カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	50	100.0
1 級	5	10.7
2 級	36	67.0
3 級	9	20.5

●「手帳なし」の診断名

カテゴリ	件数
全 体	29
精神疾患	4
発達障がい	29
高次脳機能障がい	1
難病	0

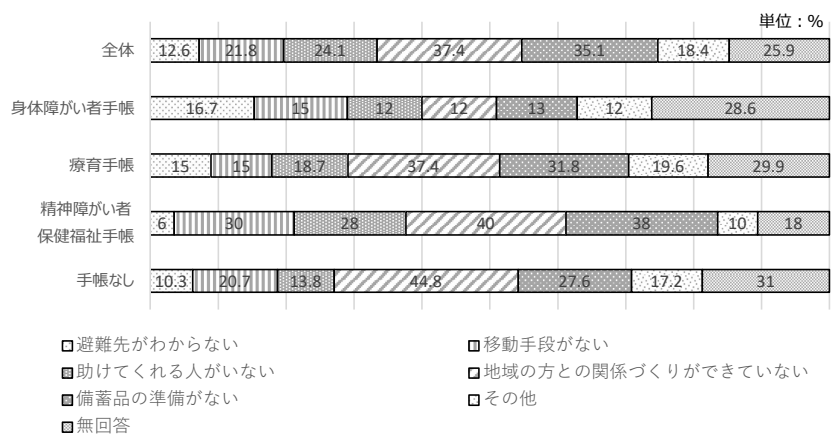
問 3 将来の希望する暮らしについてお答えください。

全体として、「今の暮らしを維持したい」の割合が 62.6%と最も高く、次いで「グループホームを利用したい」が 18.4%となっています。



問 4 災害時の不安についてお答えください。(複数回答)

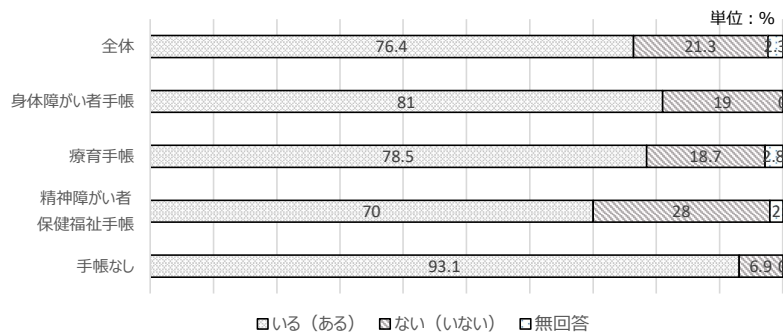
全体として、「地域の方との関係づくりができていない」の割合が 37.4%と最も高く、次いで「備蓄品の準備がない」の割合が 35.1%、「移動手段がない」の割合が 21.8%となっています。



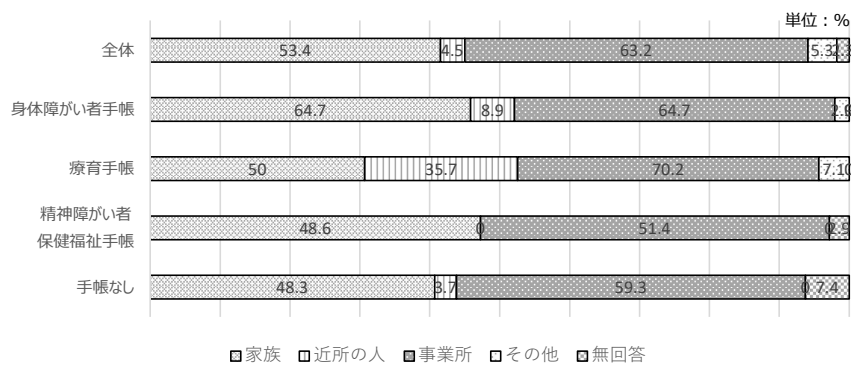
問5 緊急時に支援をしてくれる人・事業所がありますか。

（緊急時とは、主たる支援者が支援できない事由が生じたときを指します。）

全体として、「いる・ある」の割合が 76.4%、「いない・ない」の割合が 21.3%となっています。



●緊急時の支援者



●緊急時を想定して利用したことがあるサービス

単位：％

区分	有効回答数	短期入所	体験宿泊	グループホームの体験利用	居宅介護	無回答
全体	174	12.1	6.3	8.6	6.3	74.7
身体障がい者手帳	42	19	4.8	4.8	9.5	69
療育手帳	107	16.8	9.3	11.2	4.7	69.2
精神障がい者保健福祉手帳	50	6	2	8	6	80
手帳なし	29	6.9	—	10.3	3.4	82.8

問 6 相談したい場合、どこに相談しますか。(複数回答)

全体として、「障がい者相談支援センター」の割合が 55.7%と最も高く、次いで「利用事業所」の割合が 52.3%、「市役所」の割合が 42.5%となっています。

単位：%

区分	有効回答数	障がい者相談支援センター	相談支援事業所	利用事業所	市役所	その他	相談していない
全体	174	55.7	22.4	52.3	42.5	4.6	6.3
身体障がい者手帳	42	64.3	23.8	52.4	52.4	2.4	2.4
療育手帳	107	50.5	23.4	57.9	42.1	3.7	6.5
精神障がい者保健福祉手帳	50	68	16	42	40	6	6
手帳なし	29	48.3	17	55.2	31	6.9	10.3

●「相談していない」と回答した方の理由（複数回答）

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	11	100.0
相談場所がわからない	2	18.2
相談することがない	2	18.2
何を相談したらいいかわからない	3	27.3
相談しづらい	1	9.1
訪問してくれるなら相談したい	3	27.3
その他	1	9.1
無回答	2	18.2

問 7 どんな相談をしていますか。また、聞いてほしい困りごとなどがありますか。(複数回答)

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	174	100.0
将来に対する不安	97	55.8
福祉サービスについて	75	43.1
その他（自由記載）	22	12.6

●自由記載（個人の特定を防ぐため、内容を分類してまとめています。）

- ・日常の生活に関すること
- ・自己肯定感の向上など自身のメンタルマネジメントに関すること
- ・プライバシー保護に関すること
- ・医療や健康に関すること

- ・仕事のこと
- ・入所施設について

など

問8 相談支援をするところに求める機能は何ですか。(複数回答)

全体として、「障がい福祉サービスの紹介」の割合が50%と最も高く、次いで「定期的な情報提供」の割合が43.7%、「暮らしに関する社会資源の紹介」の割合が27%となっています

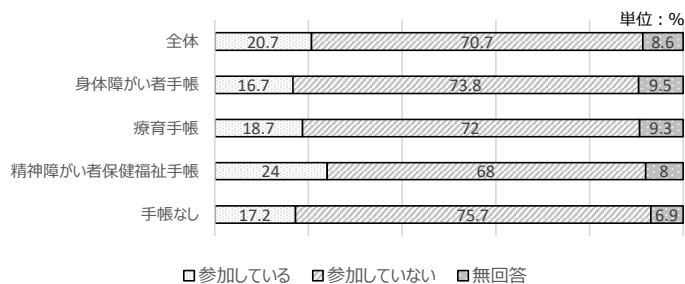
単位：%

区分	有効回答数	障がい福祉サービスの紹介	暮らしに関する社会資源の紹介	当事者向けの研修会の開催	事業所支援者向けの研修会の開催	家族向けの研修会の開催	当事者活動の支援	社会資源の改善・開発	定期的な情報提供	福祉サービスなどの挑戦に対する支援	社会参加など自身への挑戦	その他	無回答
全体	174	50	27	6.3	6.3	9.8	21.8	8.6	43.7	17.8	6.3	13.2	
身体障がい者手帳	42	52.4	19	7.1	7.1	16.7	23.8	9.5	47.6	19	9.5	11.9	
療育手帳	107	51.4	25.2	1.8	3.7	10.3	15.9	3.7	43	8.4	4.7	14.9	
精神障がい者保健福祉手帳	50	48	32	14	10	10	34	18	46	32	6	6	
手帳なし	29	44.8	17.2	—	6.8	6.8	—	6.8	48.3	13.8	13.8	10.3	

【社会参加について】

問9 地域活動やイベント等、興味や楽しみになる活動に参加されていますか。

全体として、「参加していない」の割合が70.7%、「参加している」の割合が20.3%となっています。



●参加している活動の内容

- ・地域の祭礼
- ・水泳やソフトボール、バスケットボールなどのスポーツ
- ・地区の清掃活動や避難訓練
- ・所属している団体のクリスマス会

・利用事業所主催のイベント

など

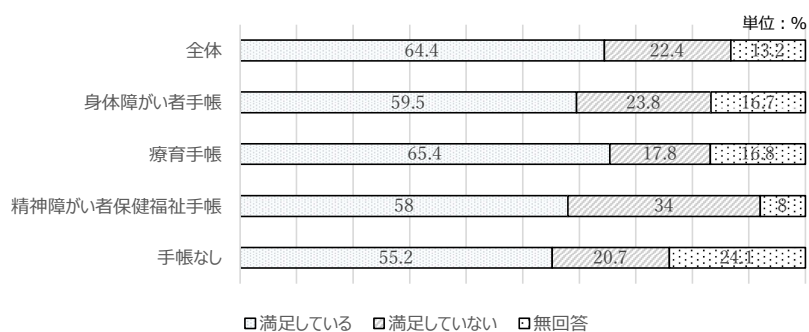
問 10 社会参加をする上で困難なことはありますか。(複数回答)

全体として、「社会参加に関する情報がない」の割合が 27%と最も高く、次いで「気軽に立ち寄れる居場所がない」の割合が 26.4%、「一緒に参加する仲間がいない」の割合が 25.9%となっています。

区分	有効回答件数	社会参加に関する情報がない	情報保障(手話等)がない	移動手段がない	支援者がいない	外出する意欲がない	一緒に参加する仲間がいない	気軽に立ち寄れる居場所がない	近くに立ち寄れる居場所がない	単位: % その他	無回答
全体	174	27	0.6	14.4	14.4	21.3	25.9	26.4	18.4	13.2	22.4
身体障がい者手帳	42	16.7	—	19	11.9	19	16.7	16.7	9.5	23.8	26.2
療育手帳	107	22.4	—	9.3	16.8	16.8	19.6	26.2	15.9	13.1	24.3
精神障がい者保健福祉手帳	50	30	2	14	6	30	36	24	20	8	22
手帳なし	29	31	—	10.3	10.3	13.8	31	24.1	20.7	17.2	24.1

問 11 現在ご利用中のサービスに満足していますか。(複数回答)

全体として、「満足している」の割合が 64.4%、「満足していない」の割合が 22.4%となっています。



●満足していない理由

単位：％

区分	有効回答件数	サービス支給量 足りない	利用できる事業所 がない	不満がある サービスの内容に	サービスの使い 方がわからない	適切なサービスが わからない	サービスがある 必要だが使えない	その他	無回答
全体	39	25.6	17.9	20.5	23.1	28.2	28.2	25.6	2.5
身体障がい者手帳	10	50	10	20	20	20	50	30	－
療育手帳	19	21.1	31.6	21.1	15.8	21.1	47.4	15.8	5.2
精神障がい者保健 福祉手帳	17	29.4	5.9	17.6	21.1	29.4	5.9	29.4	－
手帳なし	6	33.3	16.7	33.3	33.3	33.3	－	50	－

●今後利用してみたいサービス

単位：％

区分	有効回答件数	居宅介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	訪問診察	生活介護	生活訓練	就労系サービス	短期入所	施設入所支援	グループホーム	その他
全体	78	11.5	3.8	12.8	5.1	9	10.3	15.4	19.2	25.6	19.2	35.9	16.7
身体障がい者 手帳	20	25	5	10	10	10	20	60	10	15	15	15	15
療育手帳	49	8.2	2	8.2	－	4	18.4	18.4	10.2	30.6	22.4	46.9	14.2
精神障がい者 保健福祉手帳	23	4.3	4.3	17.4	8.6	17.4	17.4	17.4	43.5	8.7	13	30.4	13
手帳なし	11	9	－	9	－	－	27.3	27.3	36.3	27.3	27.3	45.4	36.3

問 12 どのような働き方を希望されますか（該当するものすべてに○）

全体として、「福祉的就労」の割合が 33.9%と最も高く、次いで「障がい福祉サービスの利用」の割合が 30.5%、「一般就労」の割合が 29.9%となっています。

単位：％

区分	有効回答数	一般就労	福祉的就労	働きたくない	家の手伝い・ボランティア	障がい福祉サービスの利用	その他
全体	174	29.9	33.9	5.2	8.6	30.5	6.3
身体障がい者手帳	42	21.4	14.3	9.5	11.9	38.1	14.3
療育手帳	107	15.9	31.8	4.7	3.7	41.1	2.8
精神障がい者保健 福祉手帳	50	58	50	4	14	18	6
手帳なし	29	31	41.4	6.9	13.8	24.1	6.9

問 13 どのような支援があれば希望の働き方ができると思いますか（複数回答）

全体として、「就労訓練」の割合が 34.5%と最も高く、次いで「コミュニケーション訓練」の割合が 26.4%、「就労後の支援（定期訪問）」の割合が 24.1%となっています。

単位：％

区分	有効 回答 数	就 労 訓 練	面 接 訓 練	シ ョ ミ ニ ユ ニ ケ ー !	企 業 実 習	体 力 づ く り	ニ メ ン グ タ ル ト レ ー !	た 仲 間 を 標 的 と し て つ く る	同 じ 目 標 を 持 つ	（ 就 労 生 活 期 間 等 ）	（ 就 労 後 の 支 援 ）	そ の 他
全体	174	34.5	11.5	26.4	13.8	23	18.4	17.2	8	24.1	11.5	
身体障がい者手帳	42	21.4	7.1	16.7	7.1	21.4	9.5	9.5	4.8	4.8	14.3	
療育手帳	107	31.8	6.5	22.4	8.4	15	14	11.2	7.5	18.7	11.2	
精神障がい者 保健福祉手帳	50	48	24	40	28	36	34	34	15	42	12	
手帳なし	29	31	17.2	80	20	27.6	24.1	6.9	34.4	27.6	21.4	

●自由記載（個人の特定を防ぐため、内容を分類してまとめています。）

- ・生活リズム維持のための支援
- ・資格をとる訓練がほしい
- ・仕事でパソコンやタブレット、その他テクノロジーを扱う訓練
- ・事業所へのいろいろな仕事の紹介
- ・自閉症という極めて対応が難しい障がいに対して、知識のある事業所を増やしてほしい
- ・重度障がいの為、就労は難しい
- ・本人の希望がわからない（聴き取れない）
- ・障がいにより就労できない場合の選択項目もつくるべき など

自由記載（ご意見、ご要望、アイデア等）

個人の特定を防ぐため、内容を分類してまとめています。

【福祉サービス・医療について】

- ・支援センターを通しての相談、依頼の流れですが決定は役所にて行われることですから間を介してより直にお話できれば分かりやすく時短になるのではと考えます。
- ・新設されたグループホームの情報がネットにあがっていない事もあり、情報を得るすべがない。
- ・新しい施設が立ち上がっても情報が入らず、その内、利用者が埋まってしまい、利用出来ない。
- ・グループホームが増えてきているが、実情が知りたい。（近隣の市町も含めて、全体像、個々について）

・重度の障がいがあり、将来はグループホームを考えていましたが、日中苦手な人との共同生活は耐えられないだろうと思い、一人暮らしを考えています。

・日中の生活介護も、さまざまな障がいの方がいて、平和に 1 日暮らすのが難しいため施設の住み分けを考えて欲しいです。

・福祉的就労施設で働いている人には全員、自閉症に対する基本的でいいので知識を持ってほしい。働ける能力があるにも関わらず、職員の 1 つの対応ミスにより行かなくなってしまい、一日中障がいのある子どもの対応に追われる家族の身になって欲しいです。

・今の事業所に 16 年近くになりますが、他の事業所に変わりたくても、なかなか困難です。情報も少ない。今まで生活介護の事業所での活動しかしていないが、もっと手助けがあれば就労支援の A・B 型事業所で活動させてやりたいと思います。

・親の要望。今の生活(グループホーム)に親なきあとをお願いしたいです。

・支援員の方に対するカウンセリングができる場があればいいと思います。いろいろな悩みが相談できれば離職する方が減るような気がします。

・小さい頃、(幼児・児童)は愛知小児(保健医療総合センター)に行けばすべてを検査して頂けて助かっていました。今は個別にかかっていますが、一般の方とは違い、待てない、暴れてしまう。周りに迷惑をかけてしまう。ため、満足する医療が受けられていません。医療面で総合的にサポートしていただけるとありがたいです。

・本人の健康維持に関する要望です。障害があるため、一般成人に比べ運動量が少なく太りやすくなります。外部の方に 1 回/月に食事内容の確認をして貰っていますが、一般成人のカロリー消費との比較になるため、特に問題なしとなってしまいます。カロリー管理のアプリも使用してみましたが外部相談と同様の結果です。実際は太りすぎており、体重管理をしなければいずれ糖尿病など健康維持が難しくなる可能性があります。管理が必要ですが、障がい者向け(運動が思うようにできない人向け)の管理指標がなく具体的にどうすればいいのかわかりません。目標もなく食事制限をしたのでは本人に苦痛を与えるだけで結果が伴わない可能性が高いです。(要望)健康維持のため、障がいに合わせたカロリー消費目標量と障がいにあった運動内容が分かる環境が欲しいです。知識を持った方にアドバイス頂ける、または障がい内容に対する 1 日の消費カロリーの一覧や障がいにあった運動例集が閲覧できる WEB サイトを構築して頂くなどをお願いしたいです。医療補助がありますが、そもそも通院せずにすむことが大切だと思います。

・精神障がい 3 級でも就労 B 型に通う人が多い現状があり、障害年金と合わせても生活に足りる額ではないため市からの手当ての充実か医療受給者証があるといいと思います。

・ショートステイが少ないのでもう少し増やして欲しいです。

・半田市は入浴の支援が毎日支給されていない。生活の中で食べてお風呂に入って寝るのは基本だと思うのですが。他の市町は、きちんと出ている。

・例えば、生活リズム(睡眠、こだわり等)の改善を目的とした支援施設やわずかな(30 分未満位)の時間の支援ができるヘルパー体制の事業所。逆に時間を決めず長時間になったと

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

資料

しても臨機応変に柔軟に対応可能なサービス体制が欲しい。

- ・障がい支援区分認定は3年に一度必要なのか。
- ・生活リズムの作り方の支援がほしい。本人のやる気等が、すぐに崩れてしまい上手にできません。家族がプレッシャーに感じる部分が大きいです。そこで疲れてしまって、家族もやる気が出なくなるというループにおちいつている気がします。
- ・今A型に通っており、モニタリングで定期的に話を聞いてもらっているのを助かっています。
- ・事前予約ではなくいつでも「ガイドヘルパー」を利用し出かけられるようにしてほしい。
- ・フリースペースは12時～16時で終わってしまうので他に居場所があれば教えてほしい。社協がやっているピアの集いのようなものがあれば参加をしたい。
- ・一般就労を望んでいるが主治医の許可や家族の同意が必要なためできていない。また、障がい者の求人が少ない。
- ・若い人に利用できるサービスが集中している気がする。
- ・重度の知的障がいへのオムツ購入の支援がしてほしい。
- ・とにかく一日でもいいから通所出来る所を見つけてほしいです。
- ・電車料金が無料になって欲しいです。タクシーも無料で乗れるとありがたいです。

【市役所について】

- ・障がい者の家族が本当にどれだけ大変かを金銭面も含めてわかってもらいたい。肉体的にも、特に精神的にも!!!いろいろ相談は聞いてくれますから助かりますけど、他人事に聞こえることがあります。私達以外の家族も辛く、大変な思いをしている人たくさんいます。難しい業務をと思いますが宜しくお願い致します。
- ・選挙時に顔のついている物を投票所に置いてほしい。（指して代筆してもらう）
- ・半田病院の駐車場で車イス使用者用の駐車スペースを作してほしい。（市役所の駐車スペースからだと遠く、雨に濡れてしまう。）
- ・最近、障がい者割引の適用が少なくなって来ている。なので、国に掛け合って公共交通機関や、高速バスの身体、精神、知的障害者割引の拡充をお願いしたい。

【まちづくりについて】

- ・車の免許がないので、交通に不便である。
- ・バスの経路改善。（鴉根停留所から半田駅まで直通のバスが欲しい）
- ・いざという時の移動手段(バス等)があると助かります。
- ・市のバスの運行の充実。
- ・地域全体で障がい者もっと交通手段が円滑に使える様改善して欲しい。
- ・精神の障がい(パニック障害)に対してはまだまだ差別があります。
- ・市をあげての人の心のバリアフリー化、健常者も障がい者も同じ人間として温かく濃く交流。
- ・障がい者と健常者との融合を計る必要が大いにあり『どうすれば良いか』を考えてほしい。

【交流・仲間づくり・びあ活動】

- ・友達や知り合いの人がいないのでそういう人が見つかる場所やイベントがあると良い。
- ・友だちがいないので、友だちが欲しい。
- ・一般社会との接触。懐疑心が強い為非常に近づくにくい。
- ・本人の興味がある事を体験させてみたいが方法がわからない。本人の能力によりどの程度で頑張れるか周囲も本人もわからない。結局、就労施設での内職となり、それも続かないことが現実。加えて人と他者とのコミュニケーションがうまくできないことが人との関わりを避けてしまう。保護者としては同じ年頃の人との関わりが、ストレスなしで行える場があったら良いと思うが、本人が望むかはわからない。

【その他】

- ・半田市の福祉が充実しているのご意見（3件）
- ・障害があっても安い賃金でなく働けるような世の中になって欲しいです。
- ・福祉サービス利用時の個人のプライバシー保護、守秘義務、個人の尊重などの厳守。
- ・規則正しく生活することを身につけることが就労につながる第一歩です。
- ・人間関係は厳しいですが特技が一つあると人間関係は改善します。
- ・半田市の福祉は充実しているので大変助かっています。障がい者の親として、親亡き後が心配です。（親亡き後の）具体的な支援があれば知りたいです。
- ・半田市は、福祉は充実していると思いますが、自分から連絡をしないと(相談)対応してくれない。結果、満足した解決策をもらった事はない。市役所が解決センターのような事業を実施し、団体を作ってくれと助かります。何か被害を受けてからでは遅いので、いつか、自分で立ち上げようとも思ったりします。窓口対応の所が非常に多く、不快かつ何も解決しないため、結局自分で解決、乗り越えて行かないといけな事がある。本人にも、原因があるとは思いますが、虐待されてからでは遅いので、もっと早く、当事者に気づき、入院等をしないようにさせてほしい。地域で見守り・声かけなど、理解者は助けてくれますが、それが偽善ではなく、あたりまえの優しさでサポートしてほしいです。お願いします。
- ・昨年、（子どもが）大きな病気をしました。緊急で手術が必要でしたが、（他市の）複数の病院で、障がいを理由に治療を断られ、何の治療もやってやれないまま死なせてしまうのかと、親としてどれだけ悔しい思いをしたか。夜間の救急搬送等の場合に備え、カルテが有った方が良いだろうと市民病院で受診し、他の病院で断られた事を話し、（治療に関し）一切口出ししないので手術をしてほしいと願うと、治療してもらえることになりました。大きい病院で断われたりすると、障がいの有る人は人並みに治療もできないのか、と本当につらかったです。入院中の本人の心の安定と、看護師さんに（障がいによる）負担をかけないために常時の親による介護を願い出ました。親の姿勢も有るでしょうが、障がいの有無に関わらず、病気の治療が受けられる世の中になって欲しいと願います。
- ・重度障がいでも何も出来ない。今はカラオケも休みなので近所を散歩するのみ。

（３）調査② 18 歳以上で、障がい者手帳所持者

問 1 アンケートに答えていただいている方についてお答えください。

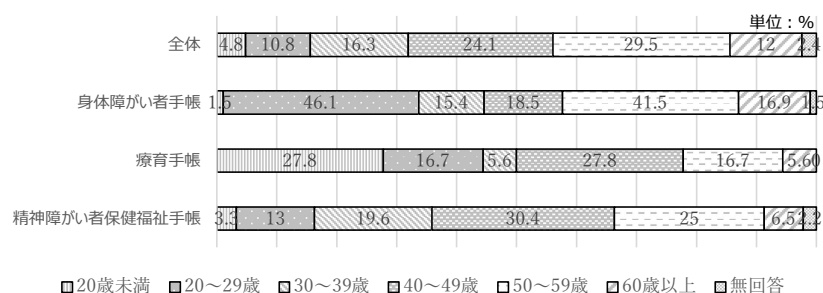
全体としては、「本人」の割合が 72.3%、「家族（代理回答）」の割合が 24.7%となっています。

カテゴリ	件数	割合
全 体	166	100
本 人	120	72.3
家 族（代理記入）	41	24.7
その他（代理記入）	2	1
無回答	3	2

①回答者の年齢

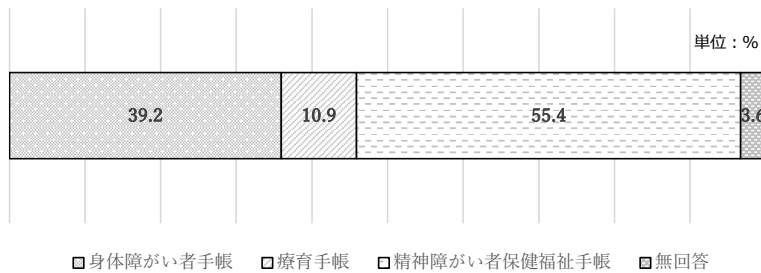
全体としては、「50～59 歳」の割合が 29.5%と最も高く、次いで「40～49 歳」の割合が 24.1%、「30～39 歳」の割合が 16.3%となっています。

カテゴリ	件数	割合
全 体	166	100
20 歳未満	8	4.8
20～29 歳	18	10.8
30～39 歳	27	16.3
40～49 歳	40	24.1
50～59 歳	49	29.5
60 歳以上	20	12
無 回 答	4	2.4



②障がい者手帳等

全体としては、「精神障がい者保健福祉手帳」の割合が 55.48%と最も高く、次いで「身体障がい者手帳」の割合が 39.2%、「療育手帳」の割合が 10.9%となっています。



●身体障がい者手帳の等級

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	65	100.0
1 級	8	12.3
2 級	21	32.3
3 級	34	52.3
4 級	-	-
5 級	-	-
6 級	1	1.5
無回答	1	1.5

●身体障がい者手帳の障がい部位等

カテゴリ	件数	割合 (%)
視覚	6	9.2
聴覚・平衡	6	9.2
音声・言語	1	1.5
肢体不自由	26	40
内部障がい	4	6.2
無回答	28	35.4

●療育手帳の判定

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	18	100.0
A 判定	4	22.2
B 判定	13	72.2
C 判定	-	-
無回答	1	5.6

●精神障がい者保健福祉手帳の等級

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	92	100.0
1 級	11	12
2 級	77	83.7
3 級	2	2.2
無回答	2	2.2

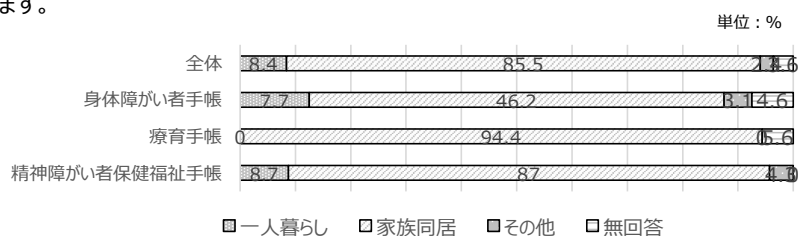
●手帳の有無によらず、診断名

カテゴリ	件数	割合
全 体	166	100.0
精神疾患	78	47
発達障がい	28	16.9
高次脳機能障がい	2	1.2
難病	15	9
無回答	59	35.5

問 2 現在の住まいについてお答えください。

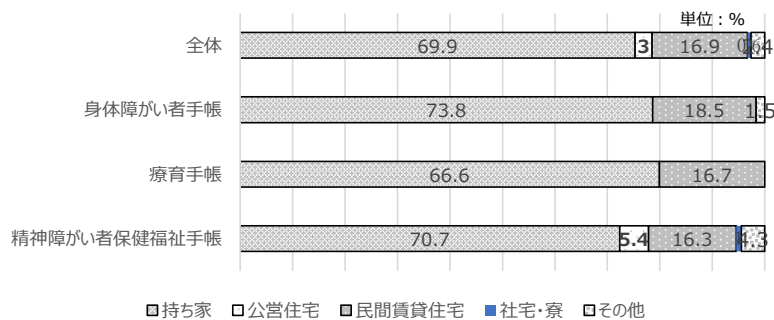
①暮らし方

全体としては、「ひとり暮らし」の割合が 15.1%、「家族同居」の割合が 80.7%となっています。



②住居の状況

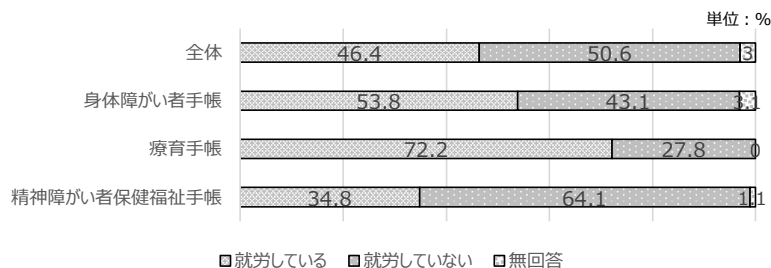
全体としては、「持ち家」の割合が 69.9%と最も高く、次いで「民間賃貸住宅」の割合が 16.9%となっています。



問3 現在の社会参加についてお答えください。

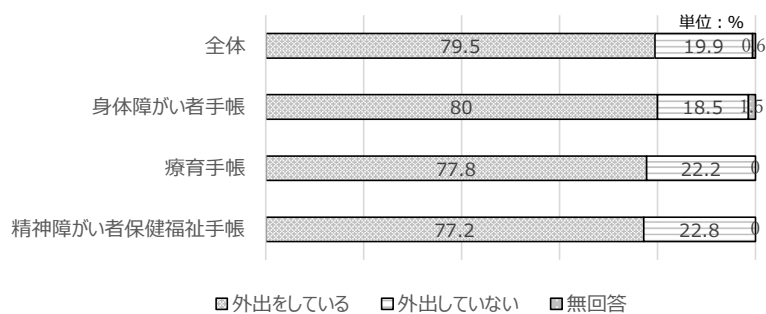
①就労

全体としては、「している」の割合が 46.4%、「していない」の割合が 50.6%となっています。



②定期的な外出

全体としては、「している」の割合が 79.5%、「していない」の割合が 19.9%となっています。



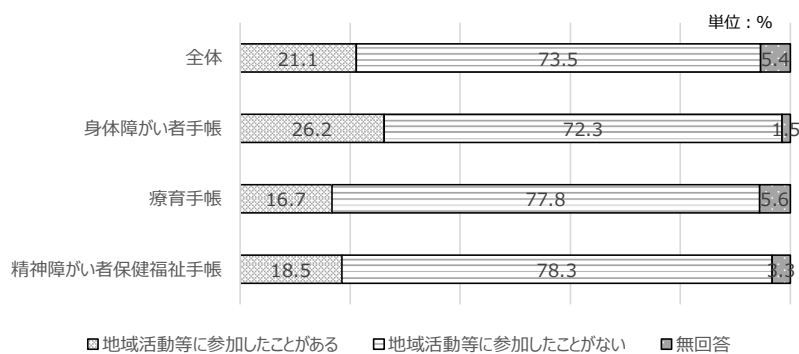
●「している」と回答した方の内容

単位：％

区分	有効回答件数	買い物	病院	友人と	サロン等	無回答
全体	132	84.1	54.4	24.2	17.4	0.7
身体障がい者手帳	52	84.6	46.2	23.1	1.3	1.9
療育手帳	14	85.7	35.7	5.6	57.6	－
精神障がい者保健福祉手帳	69	87	65.2	27.5	23.2	－

③地域活動等

全体としては、「参加したことがある」の割合が 21.1%、「参加したことはない」の割合が 73.5%となっています。



●「参加したことがある」と回答した方の内容

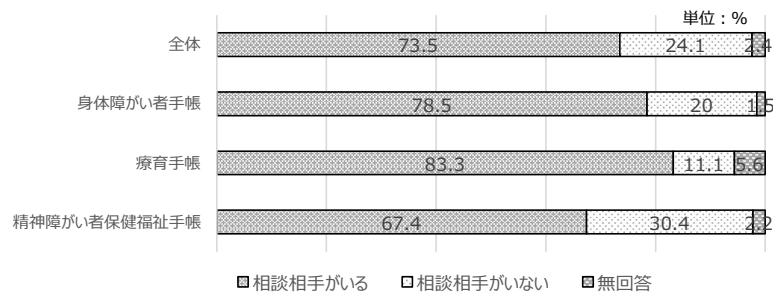
単位：％

区分	有効回答件数	自治会	ボランティア	防災訓練	祭礼	サークル活動	その他
全体	35	42.9	20	31.4	37.1	11.4	8.6
身体障がい者手帳	17	41.2	17.6	29.4	35.3	17.6	5.9
療育手帳	3	0	0	33.3	66.7	33.3	0
精神障がい者保健福祉手帳	17	52.9	29.4	29.4	35.3	5.9	11.6

問4 周囲への相談等についてお答えください。

① 困りごとの相談

全体としては、「相談相手がいる」の割合が 73.5%、「相談相手がない」の割合が 24.1%となっています。



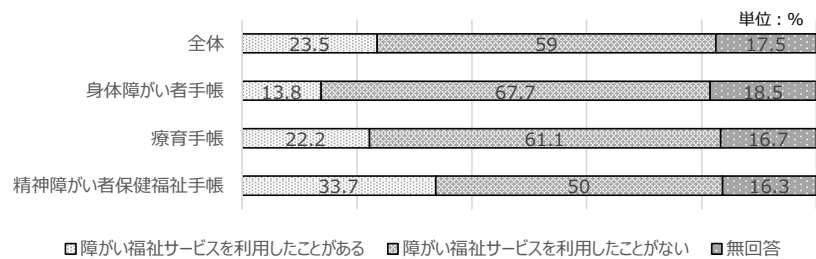
● 「いる」と回答した方の相談相手

単位：%

区分	有効回答件数	家族・親族	友人	近隣住民	・上司等 職場の同僚	機関 市役所等公的	医療機関	障がい者相談 支援センター
全体	122	80.3	28.7	1.6	10.7	9	35.2	13.9
身体障がい者手帳	51	76.5	29.4	2	11.8	3.9	29.4	9.8
療育手帳	15	93.3	13.3	0	13.3	20	13.3	13.3
精神障がい者保健福祉手帳	62	77.4	30.6	3.2	9.7	11.3	48.3	21

② 障がい福祉サービスの利用の有無

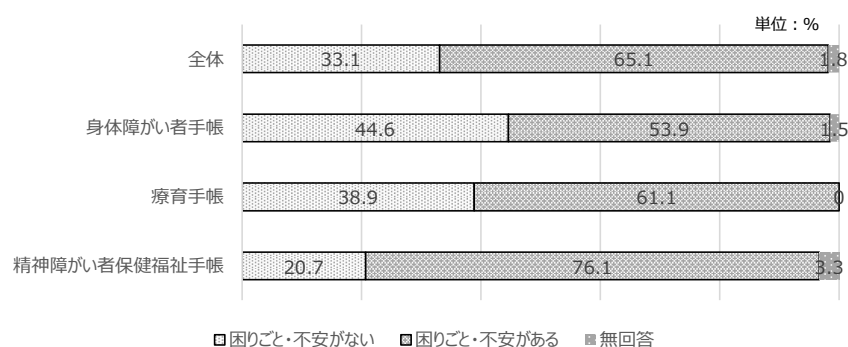
全体としては、「利用したことがある」の割合が 23.5%、「利用したことはない」の割合が 59%となっています。



問5 現在の状況についてお答えください。

①現在、困っていること・不安なことがありますか

全体としては、「困っていない・不安はない」の割合が 33.1%、「困っている・不安がある」の割合が 65.1%となっています。



●「困っている・不安がある」とした方の具体的な内容（複数回答）

困っている・不安がある」とした方の具体的な内容（複数回答）

単位：％

区分	有効回答件数	福祉サービスを利用したい	収入が安定しない	出かける場所がない・人と交流したい	外出（買い物・通院）の移動手段	働き先が見つからない・就職できない	暮らし方（一人暮らし・家族との同居）の相談	近隣住民との交流がない	その他	無回答
全体	108	11.1	38.9	13.9	25	26.9	18.5	11.1	23.1	12
身体障がい者手帳	35	5.7	34.3	－	25.7	17.1	11.4	14.3	20	22.9
療育手帳	7	28.6	28.6	28.6	42.9	－	14.3	－	14.3	14.3
精神障がい者保健福祉手帳	70	11.4	41.4	20	22.9	35.7	21.4	10	24.3	8.6

●困りごと・不安についての詳細（自由記載）

- ・将来のこと
- ・健康面のこと
- ・収入のこと（障害年金が少ない、手帳の等級が下がることによる医療費負担の増など）

●今後やりたいことや挑戦したいこと（複数回答）

区分	有効件数	就職	一人暮らし	旅行	就学	運動・スポーツ	趣味	資格取得	その他	今は特にない	無回答
全体	166	23.5	10.2	34.9	3	12	16.9	7.8	4.8	33.1	10.2
身体障がい者手帳	65	10.8	4.6	32.3	－	12.3	12.3	3.1	－	40	10.8
療育手帳	18	5.6	5.6	16.7	－	27.8	11.1	－	－	50	16.7
精神障がい者保健福祉手帳	92	34.8	14.1	40.2	5.4	9.8	19.6	12	8.7	25	12

【運動・スポーツ】

・ウォーキング、ジョギング、野球、ボウリング、サッカー、水泳、砲丸投げ、エクササイズ 等

【趣味】

・車（ドライブ）、読書、写真、旅行、料理、釣り、オカリナ、手芸、アイドル活動、将棋、麻雀、キャンプ、プラモデル、ダイビング 等

【資格取得】

・カウンセラー、保育士、運転免許、司法書士、聴覚障がいがあっても取得可能な資格、TOEIC、行政書士、福祉住環境コーディネーター、栄養士 等

【その他】

・語学、人との交流、具体的に思いつかない（できない）

自由記載 ご意見、ご要望、アイデア等

個人の特定を防ぐため、内容を分類してまとめています。

【福祉サービス、医療について】

・市役所でのサービス内容等を知るすべがない。

・補聴器購入の補助金申請などの申請が複雑で難しい。不足書類があると病院と往復になるなど手戻りが起きる。当方でも求めるサービスを明確にする努力はするが、市役所側でもサービスに対して必要な書類と手順など初期時点で全て説明が欲しい。また申請理由を記載する際も就業以外の理由では通し難く、正直就労以外の社会的活動に関わらせる気があるとは思えない。

・普段通院していない軽度の障害の人は、療育手帳の更新や障害年金の申請に必要な診断書の提出に苦慮していると思います。難しいとは思いますが、診断書を書いて貰える医療機関を紹介していただくと非常にありがたいです。

・市内で障害者枠など働ける職場をもっと確保して欲しい。

- ・タクシー料金助成を拡充して欲しい。
- ・無料で利用できるタクシーチケットを多くの障がい者に行き届くようにしてほしい。
- ・訪問看護の回数を5日間に増やしてほしい
- ・デイサービスの送迎をつかってほしい。
- ・A型作業所？に行くための相談に行く場所の評判がネットの口コミで良くなく、行くのをためらっています。
- ・自分がどういう福祉サービスを利用できるのか、わからない。
- ・子どもが4月よりB型就労支援で働いていますが、終業が15時のため、自分も15時前に退社し家に戻らなければならず、社員からパートになり、収入も減ってしまいます。（子どもが）児童の時の方が手厚く、児童ではなくなると、全く生活が変わってしまいます。（成人した）障がい者についても、もう少し考えて頂けると、有り難いです。
- ・障がいにより、皆で集まって話をするのは得意ではないため、ただ、話を聞いてくれて、少しのアドバイスをくれるような場所があればいいのではないかと思います。
- ・学校に行けない事が大きな課題の中、通信制学校に在籍しており通信制学校は電車料金の学割の対象外のため、手帳所持者に対しての補助が受けられるとありがたいです。継続して登校できるかわからない中、定期の購入を迷うため、1回ずつの購入で補助があったらありがたいです。
- ・精神障がい者に対して金銭面での支援を拡大してほしい。
- ・精神障がい者への医療費の助成を拡大してほしい（例：1級：全額、2級：7割、3級：5割の補助。）
- ・一人での外出に不安があるため、何かサービスがあれば利用したい。又は盲導犬を迎えたい。
- ・下肢の障がいに対しては支援が手厚いのにな上肢の障がいに対しては少ない(自動車に関する税金の免除等)。手の不自由な人も十分大変な思いをしているのでおかしいと思います。
- ・公共の保護していただける場所があってほしい。
- ・心の悩みは解決できなくとも、聞いてもらえるだけで軽くなると思います。私は、病院でカウンセリングを受け、支えていただけていますが、カウンセリングを受けられないなどの悩みを持っている方も、話を聞いてもらえる場所があるだけで少しでも楽になるのではないかと思います。秘匿性は重要です。聞いてくださる方が、専門の方だともっといいと思います。
- ・どんな福祉サービスがあるのか分からない。窓口の人も不親切な人が多く聞きにくい。福祉サービスの冊子があればよい
- ・親の高齢化。障害年金だけでは足りず、援助をしています。動こうと思うと必ずお金がかかるので住居、光熱費は援助です。病状が未だに安定せず、毎年入院していて、本人の病気との付き合い方が難しいようです。病院側が、訪問看護を提案して下さり、週一から始めて様子をみようかと計画しているところです。
- ・自分が知らないだけでも知れないけど、気楽に簡単に相談(話し)が出来る所があるといい

なと思います。気楽・簡単に予約なしで出来るのがいいのですが。

・市の障がい者相談支援センターの援助を受けて、就労移行支援事業所で就労活動しましたが、「60才の壁」は厚かったというのが、実感です。日頃は、病院のデイケアに通いながら行政書士試験の勉強をしています。昨年は国からの生活支援もあり、行政書士試験の通信講座を受講することができたのですが、今年はさらに生活が苦しく受講できていません。以前、生活援護課の担当者に就労のための学業支援、資格取得援助を申し入れたのですが、行政書士試験の受験に対する援助はできないと言われました。自動車免許の試験、高校大学受験、各専門学校への受験などが認められているのであれば、行政書士試験のための講座に対しても援助していただきたく思い書き記しました。市長をはじめ市の福祉行政にかかわっているみな様のご健康とご活躍を願っています。

・全般について、気軽に相談できる場所が欲しい。

・障害者支援センターに相談に行ったことがあるが、その時の担当職員さんの対応が悪く、その後相談する場所が見つからない。

・福祉サービスは、自ら調べないと発見できないので、もう少し目に入るところにサービス等の資料や情報を届けて欲しい。せっかくサービスがあるのに、知らなくて利用できない方もいます。

・地域との関わりに関しても、問題があると思います。障がい者は孤独になりやすいので、もっと魅力的なサービスや施設、就労場所が欲しいです。以前、就労移行支援 A 型で働いていましたが、当時は半田には一つも A 型がなく、大府まで行っていました。A 型くらいの収入のある場所で働きたい方は多いと思いますが働ける場所がないです。一般企業もありますが、やはり精神障害者への理解がなく、面接時に心無い言葉で傷つけられ、それ以来、仕事の面接を受ける気になれないので、そういう人のサポートなどがあると助かります。

・パラ陸上をやっています。昨年右足も大腿部から切断し両足義足になってしまいました。趣味でやっていることなので費用削減のため補装具事業で作成した義足をうまく利用して競技をしてきました。両足義足になった事で投てき固定台が必要になりました。年齢もありスポンサーも付かず自費製作になります。フルオーダーのため 50 万円程かかります。（パラスポーツ選手は）自分だけではありませんが、なにしろお金がかかるのです。趣味であれば自費があたり前かもしれませんがサポートもしていただきたいです。競技用義足は板バネなどで 150 万以上、競技用車イスは 200 万以上、これではパラスポーツをしたい人は、金持ちしか出来ない事が現状です。補助枠を拡充できればパラスポーツを諦めざるをえない人を救えると思います。障害者スポーツに理解と協力とサポートが必要です。宜しくお願いします。

・最悪な状態の場合に保護（受け入れ）してもらえる場があったらありがたい。

【市役所について】

・担当課は、障がい者についてもっと理解を深めて欲しいです。例えば、ヘルプマークを付けていても、障がい者に寄り添った対応はされない。窓口で待たされ気分障害になったり体調不良になったりする。少しの配慮が欲しいです。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

資料

- ・行政に相談したいことがわからない（何課に行くのか）から、行動に移せない。
- ・【二十歳の集い】という式典がありますが、障がい者の皆さんはなかなか参加する事が出来ません。周りの目を気にする事、大勢の人と一箇所に集まる事、知らない人との関わり等、色々な要素があり、出席出来ません。そこで、支援学校の体育館等で障がい者の式典をやって頂けると、親としては、とても嬉しく思います。
- ・マイナンバーカードを作りたくても長期入院中のため作れない。保険証がマイナンバーカードになったら、どうしたらいいのかわからない。
- ・わかりやすく簡単な手続きになるとよい。
- ・他の市町に比べ手当が少ない。コロナの臨時手当などもなく、収入が安定しないのに、障害者にあまり優しくないと感じる。障害があっても、必死に働いているが、生活保護などに比べもらえる額が少ないので、働かず障害年金をもらって、家でゴロゴロしていた方がいいのかと思えてしまう。嫌なことがあっても体にムチ打って働いている障害者に、手をかけてほしいと思ってしまう。ゴミ袋を現物で配るなど、ちょっとしたことで良いから。本当にお金に困っています。でも何の助けもない。家族は疲れてしまいます。
- ・ミライID の普及
- ・公僕には何の期待もしていない。毎日ただでさえ億劫な毎日を送っているのに自分たちの「仕事やってますよ」アピールのために煩わしい事（アンケート）をさせるな。
- ・私は障害者の家族の者ですが、障害等級 1 級ともなると病院で入院させるしかできません。そして、1 級ともなると社会参加や地域活動など当然参加できないので、アンケート等無意味です。本人に選択肢などなく、家族がいろいろな手続きとかで会社を休んだり、早起きしたりで大変なのです。市役所は日曜日とかも手続きなど対応して欲しいです。そして、市よりもっと上(県や国)に言う事かもしれませんが、昨今の不況で公共料金、ガソリン代、食品全てが上がり私達市民の負担はとも増えています。病院の入院費等でも医療は無料かもしれませんが、他でかかる食費、その他で病院から多額の請求があります。病院も商売なのかもしれませんが、「こんなに他でお金とられるのか」ってくらい思います。維持していくために必要なもの理解できるところもあるのですが、働ける外国人等に生活保護を支給とかおかしい事や、私達は市民の事を考えています。みたいな事等。政治家と同じでやってるアピールしか感じ取れません。

【まちづくりについて】

- ・歩道（歩行者専用エリア）が狭い、若しくはないので歩行移動の際危ないため整備してほしい。
- ・常時、車椅子を利用しています。一人で散歩に行きたいので歩道の整備がしていただけると助かります。「乙川新町」の交差点と周囲の歩道が整備されると買い物にも行きやすくなります。
- ・歩道と外灯の整備をお願いしたい。

・公共交通が不便

・バスの路線、本数を増やして欲しいし、バス停の間隔を狭くしてほしい。

・公共交通での障がいに対する理解不足で対応が悪く、1 人で外出できるように頑張って挑んだのに、二度と乗れなくなりました。折角の福祉政策が無駄になりました。（バス券）

・なぜ差別するのかを考えさせてほしい。違うことがいけないことだというのは間違っていると思うので。

【地域づくりについて】

・地域での障がい者のイベント等をもっと発信してほしいです。よろしく願い致します。

・外に出る機会が少ないから、緊張せずに地域や支援員さんと繋がるきっかけがあると良いなと思う。

【交流・仲間づくり（びあ活動）】

・同じ境遇の家族との交流が出来ると良いのかもしれない。

・同じような障がい者の集まれる場所、自由に行けるサークルがほしい。平日だけではなく、休日に行ける場所。男女関係なく、マッチング(趣味)で話し合ったり、気軽に会話できる機会があったら嬉しいです。

・年齢関係なく集える場所や障害関係なく、吐露できる場、オンラインを通じたワークショップ等、1 人だけど独りでない状態は欲しいです。まだ、体力がなければ、社会不適合者にならざるを得ないことが多く、そういった面をどう切り抜けてきたのか、（障がいの）先輩の話が知りたいです。

・年齢が同世代（43 歳～45 歳）ぐらいの同性の人との関りやつながりを持ちたいです。

・同じ悩みを持つ親の交流の場があったら良い。

【その他】

・いつも助かっております。早く病気を治して、手帳を返納出来る日が来たら良いなと思っています。

・医療費の支援や、窓口での素早くあたたかい対応などとてもありがたく感じています。

・半田市に住むまでこのような医療費無料などといった充実したサービスがあることを知らなかったのもっと広報すると、障がいの方が安心して暮らしにきやすいのかと思いました。

・友達と出かける、サロン等に行く、は選択肢に月 1 までしかありませんでしたが 3 ヶ月に 1 度程です。

・小・中学で特別支援クラスに所属していたがほぼ隔離部屋でしかなく個人の障害や性質を考えたカリキュラムもなくただレベルを落としたものを繰り返しやらせるだけで、本人が一生付き合っていかなばならない自身の極端な長所短所を自覚させることもなくただ義務教育を終えたというラベルを貼り付けるためだけの場所でした。当事者にとって生まれ持った不便や苦

痛というのはあって当たり前のものでそれが改善できるものとの認識はできないのです。本人が自覚出来ない症状を他者が客観的に見て医学的見地から対応しなければ学生時代をただ苦しみながら塞ぎ込んで過ごす事になります。本人にも夢や希望が有るのに生理的な衝動や環境のストレスで受けた PTSD、強烈な苦手意識が人生から時間と選択肢を奪い、ただでさえハンデを持って生まれたのに夢を見る自由と希望に向かって前進する人としての尊厳を制限される。より早期に治療を行い苦痛に満ちた人生に尊厳を得るだけの余裕を持たせるには教育機関と医療の高度な連携が必要だと考える。IQテストなどで能力の方向性を図りそれを踏まえたカリキュラムを組む事で本人に自分に合った考え方や調べ方を身につけさせる事で自分の得意不得意にあった勉強法を編み出させるなど正しく教えるやり方をすべきで有る。ただ繰り返し出来るまで何度でもやらせるなど勉強そのものが嫌になるやり方で子供の人生を押しつぶし社会の隅に追いやられた弱者を量産するくらいなら予算と人員をかけて子供の未来に投資するほうが社会に有益である。人の命だけを守り尊厳までは保障しない社会は先細り続けるだけである

- ・職場から交通費が出ないので金銭的に苦しいです。
- ・自分が知らないだけかも知れないけど、気楽に簡単に相談(話し)が出来る所があるといったと思います。気楽簡単に予約なしで出来るのがいいのですが。
- ・やる事がわからない。昼前は寝ている。4 時頃に起きてテレビ見る。
- ・アイドル活動として、市にアイドル(48Group、坂道グループ)を読んでトーク会をしてもっとアイドルに興味をもってほしい。
- ・勉学を主体に受けたいから勉学の医療機関に出向いてやりたい勉学をやれば良いと思います。
- ・親が高齢になっているので、親がいなくなったら将来が心配である。
- ・とにかく、障がい者 1 級の年金、給付金が頼りですので有難く使わせて頂いております。

4. 第 6 期計画の点検・評価

第 6 期計画で定めた数値目標・サービス見込み量について、達成状況等の点検・評価を実施し、今後の課題について確認します。

評価	
おおむね目標を達成しています（80%以上）	☺
目標達成に向けた課題等があります	☹

（1）数値目標

第 6 期計画では、国の指針を参考として次の 6 つの項目について数値目標を設定しまし

た。各目標値は令和 5 年度末について記載されていますが、令和 4 年度末時点での達成状況を確認します。

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等のが有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	令和 5 年度末の施設入所者数に対して、6 %以上が地域生活へ移行すること、入所者数を 1.6%以上削減すること。		
	基準値	令和元年度末の施設入所者	47 人

点検・評価

 未達成		達成見込 0 / 2 項目	
項目	目標値	令和 4 年度実績	令和 5 年度見込
地域移行者数	5 人	1 人	3 人
	令和 4 年度末の施設入所者に対する地域移行者数の割合は 4.9%のため、未達成割合は 4% (2 人)。		
施設入所者数	45 人	49 人	49 人
	令和 4 年度末の施設入所者 49 人×6%÷3人 未達成割合は 8.5% (4人)。		

毎年、新たに入所される方が 2 ～ 3 名程度、入院や死亡により退所される方が 2 名程度、という傾向があるなか、施設入所者数は増加している状況です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、入所者本人とその家族に対して定期的な訪問を中止していましたが、令和 4 年度から新たに設置した地域移行部会において一部を再開し、意向調査及び地域生活への意識付けを進めています。

無理に退所を迫るのではなく、必要な情報提供や意思確認を定期的に行い、入所期間を長期化させない取り組みを継続していく必要があります。

第7期障がい福祉計画の目標値への追加

地域移行者数と施設入所者数の未達成割合分は、次期計画へ上乗せすることとされているため、それぞれの数値目標へ反映します。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	- 圏域ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する
------	--

点検・評価

 達成		達成見込 3 / 3項目		※設置済を除く	
項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込		
協議の場の開催	年3回	年3回	年3回		
協議の場への関係者の参加	保健 1人 福祉 4人 医療（精神科）2人 医療（精神科以外）1人 介護 1人 当事者 1人 家族等 1人	保 健 1人 福 祉 2人 医 療（精神科）1人 医 療（精神科以外）1人 介 護 1人 当 事 者 1人 家 族 等 1人	保 健 1人 福 祉 2人 医 療（精神科）1人 医 療（精神科以外）1人 介 護 1人 当 事 者 1人 家 族 等 1人		
目標設定及び評価の実施	年1回	年1回	年1回		

半田市においては、半田市障がい者自立支援協議会の委員として各分野の関係者に参加いただくことに加え、地域移行部会へも参加いただき、具体的な事例検討を含めた協議を行っています。

令和2年度以降は病院等の感染症の感染拡大防止策により当事者への意向聴き取り

の訪問ができなかったこともあり、地域移行支援を利用して退院した人数は、令和３年度、４年度とも０名でしたが、訪問を再開する中で当事者のニーズを把握できたとともに、地域移行支援の利用者数は増加しており、その促進を図っていきます。また、６５歳以上の方の地域移行についても、介護保険サービス等を含めて退院に向けた取り組みを行う必要があります。

国の指針	- 精神障がい者の地域移行支援の利用者数を設定する。 - 精神障がい者の地域定着支援の利用者数を設定する。 - 精神障がい者の共同生活援助の利用者数を設定する。 - 精神障がい者の自立生活援助の利用者数を設定する。
---	--

点検・評価

未達成	達成見込 2 / 4 項目	※設置済を除く	
項目	目標値	令和４年度実績	達成見込
地域移行支援	9 人	5 人	未達成
地域定着支援	29 人	24 人	未達成
共同生活援助	26 人	41 人	達成
自立生活援助	12 人	12 人	達成

障がいの種別に関わらず、利用が増加している共同生活援助は目標値を大きく超えて達成しましたが、その他の項目は自立生活援助が目標値と同数で達成、２項目は未達成という結果でした。地域移行支援については、地域移行部会で病院や入所施設を訪問し現状把握と本人の意向等の聞き取りを行うなどし、制度の活用に努めました。

③ 障がい者の重度化・高齢化を見据えた地域生活支援拠点等の整備

国の指針	令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能のために年1回以上、運用状況を検証、検討すること。	
	基準値	令和元年度末の地域生活支援拠点整備数 1か所（面的整備）



項目	目標値	令和4年度実績	達成済み
地域生活支援拠点等	1か所 （面的整備型）	1か所 （面的整備型）	—

【設置済みのため、評価なし】

半田市では、地域における福祉資源を有効に活用するため、複数の事業所等関係機関が必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、専門性、地域の体制づくり）を分担する面的整備型として整備しています。

令和元年度に作成した「地域生活支援拠点ガイドライン」を活用し、各機能を活かした支援方法の検討につなげていきます。



④ 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	- 令和5年度中に一般就労に移行する者の人数は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。 - 就労移行支援事業は、令和元年度の移行実績の1.30倍以上を基本とする。就労継続支援事業は、おおむねA型で1.26倍以上、B型で1.23倍以上を目指す。 - 令和5年度中に就労移行支援事業所を通じて一般就労就労する者のうち、7割以上が就労定着支援を利用すること。 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上とすること。		
	基準値	令和元年度一般就労への移行人数 22人	
		就労移行支援利用者	15人
		就労継続支援（A型）利用者	2人
		就労継続支援（B型）利用者	5人

 点検・評価

 未達成		達成見込	
		1 / 6項目	
項目	目標値	令和4年度実績	達成見込
一般就労への移行者数	28人	17人	未達成
就労移行支援利用者	20人	13人	未達成
就労継続支援A型利用者	2人	0人	未達成
就労継続支援B型利用者	6人	4人	未達成
就労定着支援事業利用者数	70%	50%	未達成
事業所割合	70%	100%	達成

福祉施設から一般就労への移行をすすめるため、就労部会において体験実習の実施や、企業向けの障がい理解啓発・障がい者雇用促進に関する企画を実施し、知多地域全体で障がい者雇用の推進に取り組みましたが、いずれの項目も目標には至りませんでした。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	・令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み値を設定する。 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・地域の相談支援との連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定する。
------	---

点検・評価

 達成	達成見込 4 / 4 項目		
項目	目標値	令和4年度実績	達成見込
総合的・専門的な相談支援	継続実施		達成
専門的な指導・助言	2回	5回	達成
相談支援事業者の人材育成支援研修会開催回数	2回	2人	達成
相談機関との連携強化の取組回数	10回	10回	達成

相談支援体制は全項目において達成しました。引き続き、体制の充実に努めるとともに、重層的支援体制の強化を進めていきます。

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の指針	・令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。 ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ・障がい者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
------	---

点検・評価

 達成		達成見込 2 / 2 項目	
項目	目標値	令和4年度実績	達成見込
障がい福祉サービス等研修への市職員の参加人数	2 人	2 人	達成
審査結果の共有回数	1 回	1 回	達成

障がい福祉サービスの質の向上にかかる項目は2項目とも達成しています。引き続き、積極的な情報取得と共有を行うことでさらに充実に努めていきます。

（２）サービス見込み量（障がい福祉サービス）

第6期計画で定めたサービス見込み量について、点検・評価を行います。なお、令和4年度末（3月）の実績時点での達成状況を確認します。

① 訪問系

事業名	年度	R2	R3		R4			R5
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込量
利用量合計	時間	5073.75	5,045	5157.5	5,045	5007.5	99.3%	4907
居宅介護	時間	3657.75	3,455	3,710	3,455	3,685	106.7	3,455
重度訪問介護	時間	1,175	1,403	1,294	1,403	1,194	85.1	1,755
行動援護	時間	147.5	118	92	118	75.5	64	118
重度障がい者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	73.5	69	61.5	69	53	76.8	69

※各年度3月実績、複数のサービスを組み合わせて利用するケースがあるため、合算した数値で確認

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料



未達成

達成見込

0 / 1 項目

訪問系サービスは、項目でばらつきがあります。利用量の合計では微減状況にありながら概ね達成できました。

重度訪問介護は、市内に事業所が整備されたことによる利用増を見込みましたが、結果横這いとなりました。

行動援護や同行援護など手厚い支援を提供するサービスは、事業所数・支援者数がともに少なく、利用ニーズに応えられていない現状があります。これらのサービス提供にあたっては、専門の資格取得が必要となるため、計画的な人材育成が必要となります。

【課題】

- ・利用者のニーズに応えるための提供体制の整備
- ・専門の資格を持つ支援者の計画的な養成

② 日中活動系

事業名	年度	R2	R3		R4			R5
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込
生活介護	人日	5,118	5,472	4,942	5,574	4,948	98.1	5002
自立訓練 (機能訓練)	人日	22	13	14	13	0	0	12
自立訓練 (生活訓練)	人日	44	97	54	97	82	84.5	60
就労移行支援	人日	780	813	655	885	585	66.1	673
就労継続支援 (A型)	人日	514	516	534	516	739	143.2	739
就労継続支援 (B型)	人日	4,464	4,656	4,957	5,072	5331	105.1	5826
就労定着支援	人	18	23	22	26	26	100.0	31
短期入所(福祉型)	人日	169	228	153	230	168	70.9	163
短期入所(医療型)	人日	12	10	13	27	14	51.9	14
療養介護	人	11	12	12	14	12	85.7	12

※各年度3月実績で確認

点検・評価

 未達成 達成見込 4 / 10 項目	利用者状態に応じたきめ細やかな支援の提供日中活動系サービスは、見込量に対する実績がサービスごとに大きく差が生じています。 生活介護は達成率を概ね満たしているものの、重症心身障がいや強度行動障がい、医療的ケアなどの支援を必要とする方などの受入れは十分とは言えません。 就労移行支援が見込み値を大幅に下回る一方で、就労継続支援（A 型・B 型）の利用者が大きく増加しています。一般就労への移行をすすめるためには、就労継続支援事業所から一般就労・就労移行支援への移行促進が必要です。 短期入所は実施事業所数や事業所が対応可能とする人数や支援と利用者のニーズ緊急時等や重度障がいのある方の受け入れが難しい現状があります。 【課題】 ・利用者状態に応じたきめ細やかな支援体制
--	---

③ 居住系

事業名	年度	R2	R 3		R 4			R 5
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込
自立生活援助	人	17	15	24	15	26	173.3	26
グループホーム	人	117	109	139	121	151	124.8	172
施設入所支援	人	52	50	51	50	52	104	50

※各年度 3 月実績で確認

点検・評価

 おおむね達成 達成見込 3 / 3 項目	全体として見込量を達成した中でも、制度の定着が進んだ自立生活援助と事業所の整備が充実してきたグループホーム利用の 2 項目については大幅に上回っています。
--	--

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

資料

④ 相談支援

事業名	年度	R2	R3		R4			R5
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込
計画相談	人	822	836	841	865	907	104.9	953
地域移行支援	人	5	10	6	11	10	90.9	10
地域定着支援	人	40	36	44	40	50	125	50

※各年度3月実績で確認

点検・評価

 おおむね達成 達成見込 2 / 3 項目	各指定相談事業所の協力により、全サービス利用者がサービス等利用計画の作成できています。 福祉施設や精神病床等からの地域移行を進める中で、地域移行支援や地域定着支援を実施する事業所の増加が望まれます。
--	---

（３）サービス見込み量（地域生活支援事業）

令和４年度末（３月）の実績時点での達成状況を確認します。なお、時期による利用者の変動が大きい事業（事業名に※印）は、見込量・実績ともに年間の数値で確認します。

事業名	年度	R2	R3		R4			R5
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込量
相談支援事業								
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	100%	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	100%	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	－	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	－	無
成年後見制度利用支援事業	人	5	1	0	1	4	400%	2
意思疎通支援事業								
手話通訳者派遣事業	回	159	146	191	142	209	147%	220
手話通訳者設置事業	時間	482	531	489	531	522	98%	536
要約筆記者派遣事業	回	2	24	4	13	1	15%	10
日常生活用具給付事業	件	1,177	1,334	1,184	1,422	1,200	84%	1,258
介護・訓練支援用具	件	8	-	14	-	6	-	-
自立生活支援用具	件	23	-	23	-	21	-	-
在宅療養等支援用具	件	25	-	27	-	31	-	-
情報・意思疎通支援用具	件	21	-	32	-	47	-	-
排泄管理支援用具	件	1098	-	1,082	-	1,090	-	-
居宅生活動作補助用具	件	2	-	6	-	5	-	-
移動支援事業	時間	622	852	627	876	645	74%	657
地域活動支援センター	人	8	6	14	7	16	229%	18
日中一時支援事業								
A型：日中ショート	人	2	7	5	7	5	71%	5
B型：地域デイ	人	113	113	116	117	121	103%	125
訪問入浴サービス事業	人	7	9	5	10	7	70%	7
体験的宿泊事業	箇所	12	10	9	11	10	91%	11
知的障がい者職親委託制度	人	4	4	3	4	2	50%	1
その他事業								
自動車運転免許取得助成事業	人	5	4	2	4	0	0%	2
身体障がい者自動車改造費助成事業	人	3	4	5	4	5	125%	4
障がい者（児）タクシー料金助成事業	人	391	383	387	383	402	105%	400
障がい者（児）バス運賃扶助事業	人	1,754	1,359	1,500	1,359	1,887	139%	1,887

※各年度３月実績で確認



未達成

達成見込

10 / 20 項目

全体的にばらつきがありながらも、見込量をおおむね確保していると考えます。

（令4年度までは新型コロナウイルス等感染拡大防止の影響を受けている事業があります）

移動支援事業は見込量を大きく下回る結果となりました。日中一時支援などは令和2年度以降の利用者は横ばいの状況です。支援者が不足しており訪問系サービスと同様に、利用者のニーズに応えられていない状態があります。

日常生活用具給付事業は、計画策定時は増加傾向にありましたが、令和2年度以降横ばいに転じ、見込量を下回る結果となりました。給付の対象については商品の多様化が進んでいることから、随時、給付品目や要件の見直しを行い、対応していく必要があります。

地域活動支援センター（フリースペース型）は、令和2年の開設以降、徐々に地域に定着し見込量を大きく上回る結果となりました。ただし、令和5年10月から運営受託者が変わり、場所も変更となるため、広く周知を図り、引き続きの居場所として、また地域との繋がりのきっかけづくりの場としての利用増を見込みます。

体験的宿泊は、事業所の協力により実施事業所が増える一方で、利用実績は見込量を大きく下回っています。今後は、一人暮らしに向けた本人のアセスメントや、実践の場として活用するため、グループホームでの実施をすすめていきます。

【課題】

- ・移動支援を行う支援者の確保、育成
- ・地域活動支援センター（フリースペース型）の利用促進
- ・体験的宿泊の周知・活用

コメントの追加 [村上1]:

コメントの追加 [村上2R1]:

5. 用語解説

五十音	解説	初出
意思決定支援	障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（厚生労働省作成）における定義は次のとおりです。 「意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう」	16 ページ
移動支援	屋外での移動が難しい方に、外出に同行して移動の支援を行います。	10 ページ
医療的ケア	人工呼吸器や胃ろう等を使用している方へ実施する、たんの吸引や経管栄養等の医療的援助を指します。本計画においては、居宅など、医療機関以外の場所で生活する医療的ケアを必要とする方に焦点を当てています。	27 ページ
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケアを必要とする子どもの出生等から、その子どもや家族に寄り添い、必要な支援を総合的に調整する役割を担うものです。	28 ページ
介護給付	障害者総合支援法に基づくサービスのうち、次の9つのサービスを指します。 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障がい者等包括支援 ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 施設入所支援	10 ページ

五十音	解説	初出
きょうだい児	障がいのある方と暮らす兄弟妹のことです。本計画では、特に障がい児のきょうだい（子ども）に焦点を当てています。	32 ページ
共同生活援助 （グループホーム） ※自立支援給付の一部	地域で共同生活している人に、住居における相談や日常生活での援助を行います。また、入浴、排せつ、食事等で介護が必要な方への手助けも行います。	44 ページ
居宅介護 （ホームヘルプ） ※自立支援給付の一部	自宅で、入浴、排せつ、食事等の手助けや、部屋の掃除、洗濯等を行います。また、通院の付き添いも行います。	49 ページ
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するための外出が著しく難しい児童に発達支援を提供するため、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。	19 ページ
クライシスプラン	一般的には、精神障がいの方の地域生活支援において、本人の同意のもと、症状が悪化した場合の本人や周囲の対処等をあらかじめ確認したものを言います。 本計画では、精神障がいに限らず、本人や支援者に緊急的または危機的な状況（クライシス）が発生した場合を想定し、その対応についてあらかじめ検討し、決めたものを指して使用しています。	37 ページ
訓練等給付	障害者総合支援法に基づくサービスのうち、次の6つのサービスを指します。 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助	10 ページ
計画相談支援 ※自立支援給付の一部	障がいのある方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成や、定期的なサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	47 ページ
行動援護 ※自立支援給付の一部	知的障がいや精神障がいで、行動障がい表れている方に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援を行います。	49 ページ

五十音	解説	初出
行動障がい	状況にそぐわない不適切な行動が頻繁にあらわれ、本人または他者の安全や身体的健康にとって好ましくない行動を指します。また、これらが強く表れている状態を「強度行動障がい」と言います。	22 ページ
合理的配慮の提供	障がいのある方から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているという意味が伝えられた時に、過度な負担とならない範囲で必要な便宜を図ることです。	25 ページ
個別支援計画	障がい福祉サービス等事業所において、サービス等利用計画で設定された目標や課題に対して、具体的に実施する支援内容を整理し、記入したものです。	29 ページ
個別の教育支援計画 (ふれあい)	乳幼児期から長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、支援が必要な児童ごとに作成する計画のことです。保護者と園・学校が相談しながら、教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携して作成します。	18 ページ
サービス担当者会議	本人・家族の状況、目標、希望する生活、これからの課題などの情報共有を行い、関係者それぞれから専門的な意見を出し合い、役割分担を整理しながら支援の方針を具体的に検討する場です。	29 ページ
サービス等利用計画	障がい福祉サービス等の利用を希望するときに、心身の状況など生活全般をアセスメントし、本人の希望や目標、解決すべき課題を設定し、そのために必要な支援を調整して作成する総合的な支援方針を記入したものです。	29 ページ
支援者派遣	災害時において、市内福祉サービス事業所等へ人員派遣を要請し、福祉避難所や指定避難所での要配慮者支援に協力をおおぐ制度です。	35 ページ
施設入所支援 ※自立支援給付の一部	自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事等の手助けを行います。	52 ページ

五十音	解説	初出
児童発達支援センター つくし学園	半田市が運営する児童発達支援センターです。 児童発達支援センターとは、心身の発達や言葉に遅れのある就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作や必要な生活習慣（睡眠、食事、排泄、着脱等）を取得し、集団生活に適応することができるよう適切な指導を行うとともに、地域の障がい児やその家族の相談支援や、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育施設です。	17 ページ
社会的障壁	障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを表します。	26 ページ
重度障がい者等 包括支援 ※自立支援給付の一部	介護の必要性がとて高い方のために、居宅介護など複数のサービスを組み合わせて支援します。	49 ページ
重度訪問介護 ※自立支援給付の一部	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の手助けを行います。また、外出するときの移動の支援も行います。	34 ページ
就労アセスメント	障がいのある方の特性や能力を最大限に活かし、最適な「働く場」につなげるため、将来的な成長の可能性も含めて行うアセスメントです。	34 ページ
就労移行支援 ※自立支援給付の一部	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる知識の取得や能力を向上させるための訓練を行います。	46 ページ
就労継続支援 ※自立支援給付の一部	一般企業などで働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識の取得や能力を向上させるための訓練を行います。 【A型】 雇用契約を結びます。 【B型】 雇用契約を結びません。	46 ページ
就労定着支援 ※自立支援給付の一部	就労移行支援などを利用して一般就労した方へ、就労に伴う環境変化や生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅へ訪問するなどの支援を行います。	46 ページ

五十音	解説	初出
障がい者手帳	申請に基づき、障がいのある方に交付される手帳です。 身体機能の障がいのある方へ「身体障がい者手帳」、先天的な知的障がいのある方へ「療育手帳」、精神障がいのある方へ「精神障がい者保健福祉手帳」が交付されます。	5 ページ
ジョブライフ サポーター	半田市が独自に実施している就労定着を支援するボランティアです。 総合支援法に基づく就労定着支援が利用できない一般就労している方（特別支援学校卒業者など、就労移行支援等を利用せず一般就労した方）を対象として、就労に伴う環境変化や生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅へ訪問するなどの支援を行います。	46 ページ
自立訓練 ※自立支援給付の一部	自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、一定期間、訓練を行います。 【機能訓練】 身体機能の維持・向上を目指します。 【生活訓練】 生活能力の維持・向上を目指します。	50 ページ
自立生活援助 ※自立支援給付の一部	入所施設や精神病床などを利用していた方が一人暮らしを始めた時に、生活に必要な力を補うため、定期的な訪問などで課題を把握し、助言などの支援を行います。	31 ページ
生活介護 ※自立支援給付の一部	常に介護が必要な方に、日中、施設で入浴、排せつ、食事等の手助けを行います。また、創作的・生産的活動も行います。	34 ページ
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利や財産を保護し、支援する制度です。	26 ページ
相談支援	障がいのある方やその家族などのさまざまな相談に対応し、必要な情報の提供や、障がい福祉サービス等を利用するための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。	4 ページ
相談支援給付 ※自立支援給付の一部	障害者総合支援法に基づくサービスのうち、次の3つのサービスを指します。 - 計画相談支援 - 地域移行支援 - 地域定着支援	10 ページ

五十音	解説	初出
体験的宿泊	地域において、自立した生活を希望する方を対象として、居室を確保し、一人暮らしに向けた宿泊の体験を提供します。	10 ページ
短期入所 (ショートステイ) ※自立支援給付の一部	自宅で介護をしている家族等が病気になった時や、休息が必要になった時などに、短期間、施設で入浴や食事等の支援を行います。	13 ページ
地域移行支援 ※自立支援給付の一部	入所施設や精神病床などを利用している方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	44 ページ
地域生活支援拠点	障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制を指します。 居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。 厚生労働省のガイドラインでは、拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、グループホーム等を付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」が例示されています。	12 ページ
地域生活支援拠点コーディネーター	緊急時等の相談受付と備えも含めたサービス利用などの総合調整を行います。	45 ページ
地域生活支援事業	市町村の創意工夫により、地域の実情に合わせて独自に実施するサービスです。障害者総合支援法に基づくサービスと組み合わせて利用することができます。	10 ページ
地域定着支援 ※自立支援給付の一部	居宅で一人暮らしをしている方を対象として、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談等必要な支援を行います。	44 ページ
地域包括ケア	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に由来する言葉で、障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、本人を中心として医療、保健、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保される支援体制を指して使用しています。	23 ページ

五十音	解説	初出
同行援護 ※自立支援給付の一部	視覚障がい、ひとりで移動が難しい方に、外出に同行して移動の支援を行います。また、外出先での代筆・代読も行います。	49 ページ
特別支援教育 コーディネーター	各幼稚園・小中学校において、児童への適切な支援のために、保護者や関係機関に対する窓口として、また、園・学校内の関係者と福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職員です。	18 ページ
日中一時支援	障がいのある方の日中における活動の場を確保します。 【A 型（日中ショート事業）】 自宅で介護をしている家族等が病気になった時や、休息が必要になった時などに、日中、一時的に、施設で入浴や食事等の支援を行います。 【B 型（休日支援事業）】 家族等による介護や見守りが難しく、自宅で過ごすことができないグループホームの入居者や、休日に障がい福祉サービス等の利用を必要とする方等を対象として、休日の日中に見守りや日常生活の支援を行います。	10 ページ
発達支援 コーディネーター	各保育園の主査保育士を主として、児童への適切な支援のために、保護者や関係機関に対する窓口として、また、園内の関係者と福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職員として位置付けるものです。	18 ページ
発達支援相談あゆみ	子育て相談課において実施する相談事業であり、市内の 18 歳未満の子どもに関する発達の心配や悩みごとの相談に、専門の相談員が対応します。	17 ページ
半田市障がい者 自立支援協議会	半田市において、障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定する「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会」として設置している組織です。	3 ページ

五十音	解説	初出
ピアカウンセリング	ピア（peer）とは、「仲間」という意味であり、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まり、同じ体験をした仲間だからこそ分かり合える、あるいは、こころの支えになることができるということを基本に置き、自立生活や社会生活に必要な「自己選択・自己決定・自己責任」を行うことができるよう、仲間として行うカウンセリングを指します。	54 ページ
ピアサポート	一般的には同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間として支え合い、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを指します。本計画では、障がいや疾病などに関して、同じ立場や課題を経験してきた人が、自らの体験に基づいて相談相手となったり、仲間として社会参加や地域との交流、課題の解決等を支援する活動を指します。	20 ページ
B C P	事業継続計画（Business Continuity Plan）の略称であり、自然災害、テロ攻撃などの緊急事態が発生した場合において、中核となる事業の継続や早期復旧を図るために、平常時の活動や緊急時の対応をあらかじめ取り決めた計画です。	35 ページ
避難行動要支援者名簿	要配慮者のうち、災害が発生、または発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難で特に支援を要する方について、その把握、避難支援、安否確認等を行うために市町村が作成する名簿です。	35 ページ
ふくし井戸端会議	高齢・障がい・子育て・防災など様々な分野の身近な困りごとを、地域の人みんなで話し合い、考え、行動に移していく場です。	35 ページ
ふくし共育	半田市に暮らす全ての方のふくし（ふだんのくらしのしあわせ）の実現を目指し、市内の児童・生徒等を対象として、地域の福祉課題などについて共に考え、学び、育ちあう場です。	16 ページ

五十音	解説	初出
福祉人財	地域福祉計画において、広く福祉活動に従事されている方のことを大切な「資産」として捉え、「ふくし人財」と表現しています。本計画では、障がい福祉分野に従事される方が不足していることを課題と考えるため、従事する方を大切な「資産」として捉え、これからの福祉の担い手を育成していくための言葉として使用しています。 なお、現在従事されている方のスキルアップや、従事者同士の関係づくりにおいては、一般的な「人材」を使用します。	32 ページ
福祉避難所	高齢者や障がい者など、指定避難所での生活に支障が想定される、特に配慮を必要とする方（要配慮者）を受け入れるために設置する避難所です。	35 ページ
フリースペース	障がいのある方が気軽に立ち寄ることができる「居場所」として、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進を図るとともに、必要な支援や当事者活動を行う場として市内に設置しています。	75 ページ
ペアレントトレーニング	保護者を対象として、子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善の目的として実施するプログラムです。	20 ページ
ペアレントプログラム	保護者が、子どもの発達特性を理解し、具体的な対応方法を学ぶことにより、日常の子育ての困りごとを解消し、家庭において発達特性のある子どもの育ちや暮らしの安定につながるよう保護者を支援するものです。	20 ページ
保育所等訪問支援	保育園等を支援員が訪問し、障がい児や保育園等の職員に対して、集団生活に適應するための専門的な支援を行う福祉サービスです。	19 ページ
放課後児童健全育成事業	一般的に「学童保育」と呼ばれています。 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。	19 ページ
放課後等デイサービス	就学児を対象として、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供するサービスです。	18 ページ

五十音	解説	初出
訪問入浴サービス	自宅の浴槽で入浴できない重度の身体障がいの方に、自宅に移動式の浴槽（入浴設備を備えた車両等）を持ち込み、入浴の手助けを行います。	10 ページ
療養介護 ※自立支援給付の一部	医療が必要で、常に介護も必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援を行います。	10 ページ